

基本計画における課題の抽出

方針	施策	現状と課題	施策を達成するための具体的な方向	達成できたこと	達成できていないこと 又は計画策定後に新たに生じた課題
Ⅰ 領域の設定	1 コミュニティ領域の設定	コミュニティの領域は、吉武、赤間、赤間西、自由ヶ丘、河東、南郷、東郷、日の里、池野、岬、田島、神湊、大島の13地区で設定しています。 この領域は、コミュニティの中心的役割を果たしているのが子どもを通した活動であるということ、子どもをパイプ役として地域の中で人のつながりができていることなどを考慮し、原則的に小学校区単位で設定しています。 しかしながら、小学校の通学区域とコミュニティ領域の相違や区域外通学などの要因にともない、現状は小学校区単位の領域とは一致していない地域があり、円滑なコミュニティ活動を行うことに支障をきたす事例も発生しています。	(1)住民ニーズと地域特性の把握 コミュニティの領域は、原則的には小学校単位としますが、住民ニーズや地域の特性、これまでの地域での活動実態など、様々な状況の把握に努めていきます。	・市内全域を原則小学校の区域毎に13地区に区分(①吉武、②赤間、③赤間西、④自由ヶ丘、⑤河東、⑥南郷、⑦東郷、⑧日の里、⑨田島、⑩池野、⑪岬、⑫神湊、⑬大島) ・1つのコミュニティ地区内に2つの小学校がある→3地区(④、⑤、⑧) ・1つの小学校区に2つのコミュニティ地区がある→4地区(⑨、⑩、⑪、⑫)→そのうち2地区(⑨、⑫)は合併予定	・1つの小学校区に2つのコミュニティ地区がある地区で、合併の予定がない2地区(⑩、⑪)について、引き続き合併が実現されるように支援する。
			(2)コミュニティ間の調整 住民ニーズの把握やコミュニティごとの特性を勘案し、領域の見直しについて検討する必要がある場合は、コミュニティ間で調整を行ったうえ、見直していくなど、柔軟な対応で取り組んでいきます。 また、見直しを行わない場合においても、特性が類似している地区や同じような課題を抱えている地区については、積極的な交流が図られるよう支援し、お互いを高め合うことができる仕組みづくりを行います。 コミュニティ間にまたがる活動や事業に取り組んでいる地区については、関係するコミュニティで人材や財源の面で、より一層の協力ができるよう、コミュニティ間の調整に努めていきます。	・これまでに領域を見直した実績はない。 ・青少年育成部会体験教室(⑤と⑩との合同青少年育成部会事業)の実施(⑩のほとんどの子が⑤への区域外通学している状況による)	・今後、渡船航路の変更に伴い、離島のある地区(⑪、⑫)について、領域を見直す可能性あり(地島の領域)。
Ⅱ 組織の確立	1 地区組織の構築	市内13地区では協議会が設立され、自主的な活動が行われています。平成18年度には、まちづくり交付金を本格的に導入し、地域住民は独自の活動を展開している段階です。各協議会の活動、運営は、事務局を要として部会、役員会、運営委員会などを中心に協議、実施されていますが、人材の発掘や養成に苦慮している実情や参加者の広がりに欠ける面もみられます。そのため、団体に所属しない地域住民でもコミュニティ組織に参加できるように対応している地区も増えてきています。	(1)地域の特性を活かした組織づくり 協議会の組織強化のためには、中心組織である自治会だけでなく、その地域独自の団体などの積極的なコミュニティ活動への参画を図る必要があります。伝統的な活動団体や地域に根ざしたNPO、さらには大学、企業などとの連携や協議会への参画を進め、地域の特性を活かした組織づくりを支援し、特色ある活動へつなげていきます。	・福岡教育大学、日本赤十字九州国際看護大学などの大学教授等が、アドバイザーとして健康福祉部会へ参加している。コミュニティ運営協議会は健康測定器具での測定情報を提供し、大学教授等はその分析を行い、分析結果をもとに市保健師が健康相談を実施する(②健康福祉部会)。 ・市民活動団体との連携により、健康福祉部会で認知症予防に関する事業を実施(②健康福祉部会)	・地域間格差(NPO、団体等との連携ができる地区と、そうでない地区)が生じている。
			(2)組織運営のための規約・規程の整備と自治会加入の促進 地域住民がより参加しやすく、活動がより活性化するような組織の構築に努め、規約・規程の整備や見直しを支援するとともに、権限・財源の移譲を推進するため、効率よく事業活動などの運営が行えるように助言、調整を行っていきます。 また、コミュニティ活動の基盤の一つである自治会についても、未加入者への啓発や転入時の案内を強化するなど、加入の促進に努めます。	・13地区で初の男女共同参画部会を設置(②) ・市民課窓口での転入時にチラシ等により自治会加入を促す説明を行う。 ・市は、11月を自治会加入促進月間と定め、自治会加入率向上に関する取組みを実施	・地域間格差(活性化できる地区と、そうにない地区)が生じている。 ・自治会加入率の低下を根本から解決できる妙案がない。 ・賃貸住宅(アパート)の加入率に難がある。
			(3)活動推進を図るための自己評価システムの導入 行政から権限・財源の移譲を進めるにあたり、まちづくり交付金の交付、協働委託の推進などにより、特色ある活動がより活性化するよう、各協議会を支援していきます。 また、事業活動の進捗状況やまちづくり交付金の適正な支出の把握に努め、効果的な運用や透明性の確保のため、客観的な評価を行う仕組みづくりに努めます。	・13地区にまちづくり交付金を交付(82,208千円) ・外部委員を含む委員で組織する自己評価委員会制度(コミュニティ活動全体に係るもの、まちづくり交付金の使途に限るもの)の創設(一部)	・透明性の確保のため、自己評価制度を全地区で実施できるようにする必要がある。 ・「自己」評価でいいのか。
	2 人材の発掘・養成		(1)人材発掘のための事業展開と環境づくり 協議会の構成団体や部会などの様々な事業活動の支援をとおして人的ネットワークの構築を推進し、地域に埋もれている人材の発掘や後継者の育成を図っていきます。 また、部会活動や各事業への参加者が継続してコミュニティ活動に参画できるよう、規約などの整備や見直しを支援していきます。	・役員の任期は、基本的に1年である。コミュニティ活動に継続して参画できるような仕組みづくりの1つとして、部会活動経験者を部会長推薦枠として新年度も引き続き部会員として選任する(運用面での解決方法)。	・役員選考委員会が新年度役員を選考するときに、地域の有能な人材を積極的に登用できるような仕組みづくり(人材登録制度?)が必要。 ・役員はリタイヤ世代のみがほとんど。 ・現役世代が参画できる組織・分野がない。
			(2)人材登用の促進 協議会の組織運用の中に、事業活動における実行委員会制の採用や人材登録制度を盛り込むなど、新たな人材に対し、コミュニティ活動への積極的な参加・協力の働きかけが行われるよう、支援していきます。	・コミュニティ単位のまつりを実施するときには、役員のみではなく構成団体などからも幅広く人材を登用するため、実行委員会を組織する。 ・おもちゃの修理、算数、数学の学習指導、英語指導、包丁とぎ、年金相談等ができる人材を登録し、これらの人々を活用した事業を展開する(②)	・幅広く人材を集めたいと思っけていても、実際に事業に携わっているのは、いつも同じメンバーである。 ・リタイヤ世代がほとんど。 ・現役世代が参画できる組織・分野がない。
	3 行政組織の確立		(1)地区組織に対応した推進体制の整備 各協議会の構成団体や部会の構成、活動内容は多様であることから、権限・財源の移譲を進めるにあたり、協議会の特色ある活動が促進されるよう、地区組織に対応した推進体制の整備に努めます。 また、コミュニティ代表者会議や事務局長会議、担当部会長会議などを積極的に開催し、市内全域での課題、各コミュニティでの課題などを抽出し、問題解決に向け、十分協議を行います。	・13地区のそれぞれにコミュニティ課職員(1人当たり2地区程度)を地区担当者として割り当てている。 ・13地区の会長で組織するコミュニティ代表者会議(2ヶ月に1回)、事務局長で組織する事務局長会議(毎月開催)、公民館活動、青少年育成、健康福祉、環境整備担当の各部会長で組織する担当部会長会議(1年につき3～4回)をそれぞれ開催している。	・地域間格差(多様な活動が行われている地区とそうではない地区)が生じている。 ・各地区の組織が充実するまでは、1地区1職員(現在は2地区1職員)にできないか。
			(2)市職員の意識改革 コミュニティの目的・将来像を市職員に十分認識させ、担当業務においては、コミュニティ活動を意識した取り組みを行っていきます。 また、研修会や説明会を開催するなど、住民主体のまちづくりについて、市職員の意識改革に努めます。	・青少年育成部会の会議へ子ども課職員、健康福祉部会の会議へ健康づくり課職員がそれぞれ出席し、協議会活動を支援している。 ・不法投棄物回収作業への資源廃棄物課職員の参加(①、⑩)	・市民との協働のまちづくりの必要性について、全職員には浸透していない。 ・職員研修は、「協働のまちづくり推進本部」の研修のみ。

基本計画における課題の抽出

方針	施策	現状と課題	施策を達成するための具体的な方向	達成できたこと	達成できていないこと 又は計画策定後に新たに生じた課題
	4 関係機関との連携		(1) 学校などとの連携強化 コミュニティ活動の裾野を広げるためには、地域の資源である学校などとの連携・協力を強化することが必要です。小中学校、高校、大学などとの連携による児童・生徒の安全確保や活動への参加、空き教室の活用、教職員の参画による幅広い事業展開など、多面的な活動の推進に向け、調整や支援を行っていきます。	・小中学校PTA役員が青少年育成部会員として協議会活動に参画 ・青パトによる青少年の見守り活動（登下校時の防犯パトロール）の実施 ・部会主催事業の参加者を小学校を通じて募集している	・学校の先生の参画者は、ほとんどない。（④は2小学校、1中学の校長が会議に参加）
			(2) NPOなどとの連携 協議会の構成団体は地縁による団体が主体となっており、まちづくり計画の実践やコミュニティビジネスへの展開に向け、NPOなどとの連携を支援していきます。 また、すでに部会に入っている各種団体についても、NPOなどとの連携を支援していきます。	・市民活動団体とコミュニティ運営協議会各部長との連携会議を実施し、連携できるよう支援を実施	・地域間格差（NPO、団体等との連携ができる地区とできそうにない地区）が生じている。 ・市民活動団体との連携が過ぎると、部会事業（自前の企画）が乏しくなる。 ・役員が1年交代のため、うまくいかない。
			(3) 他地区との連携・交流 コミュニティの範囲は原則小学校区となっていますが、広域で行ったほうが効果的な事業なども考えられます。そこで、コミュニティ間の連携、調整を行い、合同で事業を展開する体制の構築に努めます。 また、コミュニティ間の情報の共有や部会、事業単位での交流を促進し、お互いの意識の高揚に努めます。	・河東地区と池野地区との合同合宿（青少年育成部会主催）実施 ・各地区の連携を深める部会長会議の実施 ・東郷地区のまつりに赤間地区青少年育成部会が出店して交流できた事例	・自身の地区の事業を消化することに精一杯で、他地区との連携にまでは至っていない。 ・連携が実現しているのは、学区区がまたがっているなど連携せざるを得ない状況の地区に限られる。
Ⅲ 自主運営の促進	1 まちづくり計画の策定	協議会で取り組む事業は、協議会設立時に各種団体を中心に組織化を行ってきたため、各種団体の事業が中心となっています。コミュニティ活動の指針となるまちづくり計画については、一部の地区では策定を終えています。が、まだ策定されていない地区もあります。 また、各協議会の活動財源は、市からの委託料やまちづくり交付金などが大部分ですが、地域が抱える課題をビジネスという手法によって解決し、その活動の利益を地域に還元するコミュニティビジネスに取り組んでいる地域もあります。	(1) 住民合意に基づく計画づくり まちづくり計画は、「自分たちで行うもの」、「行政で行うもの」、「協働で行うもの」に分け、その解決に向けた役割分担を明確化し、地域ごとのまちづくりの方向性を示したものであり、「自己決定・自己実現・自己責任」の出発点と位置づけられるものであるため、すべての地域で策定されるよう、市は積極的に支援していきます。 策定にあたっては、ワークショップ（※）やアンケートなどの手法を取り入れ、できるだけ多くの地域住民の意見を反映した計画となるよう、また、その策定後についても、各地区のまちづくり計画の具体化・実現化に向け、次年度事業計画策定時に協議会との連絡調整を図りながら、まちづくり計画で策定された内容を市の各計画に反映させるなど、協働の視点から支援していきます。	・まちづくり計画は、13地区のうち、既に10地区で策定済み。残る3地区（⑤、⑨、⑫）は平成24年度までに策定する予定 ・まちづくり計画を事業計画に具体化させていく取組みの実施（池野地区、岬地区）	・①まちづくり計画に沿った活動が行われているかを検討する、又は、②自らの活動を評価する仕組みが必要である
			(2) 親交型活動の充実と課題解決型活動の取り組み コミュニティ活動においては、地域住民同士の親睦を図りながら相互扶助という考えを浸透させることが重要です。このため、地域の祭りなどといった親交型活動の充実と併せて、地域の課題を地域で解決していく課題解決型活動を推進するための取り組みを各地域で策定するまちづくり計画に取り入れ、実施されるよう働きかけます。	・夏まつり、文化祭などの親交型活動は、各地区で積極的に実施されている。 ・数は少ないが、課題解決型活動として①不法投棄防止パトロール、②防犯パトロール（青色回転灯）、③認知症予防事業などがある	・親交型活動は、充実している。 ・充実しすぎて、どこも同じようなことをしていると誤解される。 ・課題解決型活動に対する取組みは、地域間格差が生じている。 ・課題解決型の推進において、市が方法・手段まで提示すると、横並びの事業（特色のない事業）になりかねない
			(3) 目標設置による進行管理 地域住民が目指すまちづくりの取り組みを推進するためには、まちづくり計画の内容を各年度の事業計画に反映させることが重要です。具体的に掲げた目標について、その進行状況や成果を把握し、次年度計画へつなげるなど、まちづくり計画の実現に向けた進行管理の支援を行っていきます。 また、中・長期的な目標については、計画の定期的な見直しなどを支援していきます。	・まちづくり計画に対する取組状況を運営協議会内で検討する組織を設置（②）。	・まちづくり計画を進行管理する部署（部会）がない。
	2 コミュニティビジネスの促進		(1) 住民ニーズの掘り起こし コミュニティビジネスを促進するためには、協議会が地域住民のニーズを的確に把握することが重要です。協議会は、まちづくり計画の策定や見直し時に出された問題点・課題点を整理するなど、各地域の特性やニーズの掘り起こしを図る必要があり、市は、その方法などについて助言や支援を行っていきます。	・まちづくり計画を策定するに当たり、地域住民のニーズを把握する作業は実施している。	・まちづくり計画を策定するに当たり、地域住民のニーズを把握する作業は実施しているが、それが直接コミュニティビジネスへとはつながっていない。
			(2) 協議会と実施団体との協働、支援体制の確立 コミュニティビジネスを進めるにあたり、協議会だけでは解決できない課題について、大学、NPO、企業などとの連携が重要となります。このため市は、従来の「市民活動」、「ボランティア活動」のレベルから一歩踏み込んで、ビジネスの視点を入れた活動が行われるよう、手法などについて情報を各協議会へ提供し、地域と各団体の連絡調整に努めます。	・福岡教育大学、日本赤十字九州国際看護大学などの大学との連携は実施できている（②）がコミュニティビジネスへとはつながっていない。	・NPO、企業などとの連携は実現できていない。
			(1) まちづくり交付金の充実 まちづくり交付金に統合できる補助金などの整理をさらにすすめて、コミュニティ活動の財源となるまちづくり交付金の充実を図っていきます。	・平成17年度に区長報酬を廃止したものを原資として開始 ・平成18年度に12補助金を廃止、平成19年度に3補助金を廃止して、まちづくり交付金に統合した。	・平成20年度以降は、補助金の統廃合なし。 ・期間限定ではない事業費加算が必要。

基本計画における課題の抽出

方針	施策	現状と課題	施策を達成するための具体的な方向	達成できたこと	達成できていないこと 又は計画策定後に新たに生じた課題
Ⅳ 権限・財源の移譲	1 まちづくり交付金制度の拡充	協議会を中心とした住民主体のまちづくりをさらに実現するため、行政の持つ権限・財源の移譲について、まちづくり交付金の導入と協働委託の推進という2つの手法により推進しています。 平成18年度から本格的に導入したまちづくり交付金は、全体額の4割を均等割、5割を人口割、1割を面積割で算出して各協議会に配分しており、地域で創意工夫して、地域の状況に応じたまちづくりの活動や事業に活用されています。 また、協働委託については宗像市市民参画条例を平成18年1月に施行し、コミュニティと市は互いに連携し、理解を深めながら協働の分野拡大及び創出に努めています。	(2) 地域活性化のための有効な活用 まちづくり交付金が有効に活用されるよう、地域の課題や住民ニーズに合った事業が展開されなければなりません。 協議会が各種団体に交付するまちづくり交付金が有効に活用されているか、その活動に見合ったものであるかなどを随時評価し、この制度に対する地域住民の理解を高めるとともに、より効率的な運用が図られるよう支援していきます。	・各地区で事業計画、予算編成などについて主体的に内容を決定している。 ・まちづくり交付金が有効に使われているかを評価する組織の設置(⑥)	・まちづくり計画を策定するに当たり、地域住民のニーズを把握する作業は実施しているが、それが直接コミュニティビジネスへとはつながっていない。 ビジネスの相手が「市」だけになっている。
	2 協働委託の推進		(3) 配分や運用ルールの見直し まちづくり交付金は、均等割、人口割、面積割の3区分で算出していますが、各地区のコミュニティ活動の運用状況に合わせ、その配分方法の見直しを行うほか、事業割などの導入についても検討していきます。 また、コミュニティ活動がより活性化するよう、まちづくり交付金交付規則の見直しを行い、各協議会の運用ルールなどについても、随時見直しが行われるように支援していきます。	・平成20年度にまちづくり交付金の算定方法を変更(均等割4:人口割5:面積割1→均等割3.5:人口割5.5:面積割1、高齢者加算、大規模加算、離島加算) ・まちづくり交付金の実績報告の添付資料として敬老会事業の決算資料を提出してもらっていたが、平成22年度から廃止(←平成20年度から実施した監査研修の成果により、監査機能が強化されたため。)	・生ゴミ回収、資源ゴミ回収、コミュニティバスの運行など新たな地域の課題解決のための事業資金の確保 ・事業割の導入の検討。各地区のコミュニティ活動の状況に差があるため、事業割の導入は困難か？
			(1) 地域住民の要望の把握、サービスの向上 行政で行っている公共サービスについて、地域で行った方がより市民サービスが向上するもの、効率化が図られるものについては、各地区の現状、地域住民の意向、課題などを踏まえたうえで積極的に協議会に対して協働委託していきます。 また、市の事務事業に関する情報を地域と共有し、地域が積極的に地域の視点で創意工夫しながら、公共サービスを企画立案し、担っていくことを提案できるようにします。	・住民票等の発行、有料公園の管理、図書の返却貸出などをコミュニティ運営協議会が受託している。 ・市民サービス協働化提案制度により、赤間コミュニティふれあい公園の草刈を受託している(②)	・地域で公共サービスを立案できるまでには、まだ至っていない。
			(2) 実施体制の確立 協働委託をより一層推進していくためには、コミュニティはそれらの業務を行えるだけの体制づくりが必要です。業務の企画や運用、さらには法人格取得などの諸問題に的確に対応できる事務局体制などの強化を図るため、コミュニティ活動への参画をとおした人材確保を促進し、既存のNPOなどとの連携や協力が深まるよう支援します。 また、業務の一方的な押し付けにならないように配慮し、各協議会と十分協議、調整したうえで委託の可否を決定するものとし、協働委託の実施後も継続的に協議会による円滑な業務の実施を支援していきます。		・事務局体制(局長1、事務員2)は10年前と同じ。 ・例えば事業部長、管理部長などの役職は考えられないか。
Ⅴ 施設の整備	1 コミュニティ・センターの整備	コミュニティ・センターは、コミュニティ活動の活性化と充実のための拠点として、さらには地域住民の交流の場、生涯学習の拠点、行政サービスの拠点として活用されていますが、整備されていない地区もあります。 また、管理運営については、コミュニティ意識の醸成や市民活動を促進する観点と、地域住民自らが活用していこうとする施設であることから、協議会を指定管理者としています。	(1) 活動拠点の整備 地域の拠点として、すべての地区にコミュニティ・センターを整備していきます。整備にあたっては、地域住民が主体となった施設運営を推進していくため、建設計画の段階から地域住民からなる検討組織と協議し、既存の施設の利活用も検討しながら整備を進めます。 さらに、バリアフリー(※)やユニバーサルデザイン(※)の視点を持って、高齢者や障害者、子ども連れなどの利用に配慮した建物や道路・交通環境などの整備に努めます。	・コミュニティ・センターは、現在13地区のうち、8地区で整備済み。 平成23年4月に新たに2地区で開館。残る2地区は平成24年度までの開館を目指し、地区住民を主体とする組織で設計等を行っている。 ・複数階の建物の場合は、エレベータ、段差解消リフトを設置	・旧宗像市区域のコミュニティ・センターは、利用料金収入が多い(最高で400万円、最低で80万円)。旧玄海町区域と旧大島村区域のコミュニティ・センターは、利用料金収入が見込まれないため、市からの指定管理者委託料のみでは、管理経費が不足している。
			(2) コミュニティ広場の整備 祭りやイベントなどで地域住民が一同に集える場であるコミュニティ広場は、近接する既存施設の利活用を含め、必要に応じて整備していきます。	・平成23年4月にグラウンド(コミュニティ広場?)を備えた池野地区コミュニティ・センターが開館。	・他地区では整備実績なし。整備予定も今のところ具体的にはない。
			(1) 生涯学習機能の充実 地域住民の生涯学習の拠点施設として、様々な講座や教室を自主講座として開催するとともに、生涯学習活動の場として地域住民の利用の促進に努めます。	・コミュニティ運営協議会(事務局)が主催する講座をもっている地区あり。 ・貸館利用者によって各種講座、教室が実施されており、生涯学習活動の場として機能している。	・よそのコミセンにはある、などの理由による備品要求が多発。 ・和室の利用促進(高齢による正座離れ)
			(2) 自治公民館との連携強化 コミュニティで取り組む事業と自治会で取り組む事業とを明確にするとともに、自治公民館との連携強化に努めます。	・コミュニティ運営協議会に地区内の公民館長により組織する公民館活動部会を設置 ・公民館対抗お手玉大会、グラウンドゴルフ大会、ソフトボール大会の実施	・コミュニティ運営協議会と各自治区公民館で重複する事業がある(例:ソフトボール大会)ので、統一する必要がある？
	2 コミュニティ・センター機能の充実		(3) 交流の場の提供 コミュニティ活動の情報交換の場として、また、地域住民の交流の場としての機能を充実させていきます。	・各地区とも運営協議会事務局を中心として各構成団体などが交流している。 ・コミュニティ・センターに運営協議会の各種会議に無料で利用できるコミュニティ・ルームを設置	

基本計画における課題の抽出

方針	施策	現状と課題	施策を達成するための具体的な方向	達成できたこと	達成できていないこと 又は計画策定後に新たに生じた課題
			(4) 地域情報の発信 コミュニティ活動を地域住民に広く周知させるために、コミュニティ・センターを地域情報の発信の拠点として機能を充実させていきます。	・地区毎に各種情報を提供するコミュニティだよりを発行 ・ホームページを開設している地区もある。 ・コミュニティ運営協議会の活動状況をコミュニティ・センターに展示することにより周知	
			(5) 行政サービスの提供 地域の拠点として、地域住民の利便性を図るために、各種行政サービスを協議会がコミュニティ・センターで行えるよう、委託の推進に努めます。 また、市の情報通信網を活用し、行政サービスの提供を行います。	・住民票等の発行、有料公園の管理、図書の返却貸出などをコミュニティ運営協議会が受託	・コミュニティ・センターで実施したほうが、市民にとって、より効果的、効率的なものを洗い出し、運営協議会に委託する必要がある。
Ⅵ 情報の共有	1 地域情報・行政情報の提供	市が保有する情報は、地域住民共有の財産であり、地域住民はその情報を知る権利があります。市民参画による開かれた市政を実現するためには、地域住民が自ら知りたいと思う情報を取得できることが必要です。 平成11年10月、開かれた市政を実現するため、宗像市情報公開条例(※)を施行しました。 また、平成18年1月には、宗像市市民参画条例を施行し、地域住民と市が対等な立場で、一緒に協力しながらまちづくりを行う協働の指針を取り決めました。 今後、より一層、協働のまちづくりを推進するため、情報の共有・透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要があります。	(1) 情報の公開と透明性の確保 地域住民と市の信頼関係をさらに構築していくため、宗像市情報公開条例(※)、宗像市個人情報保護条例(※)及び宗像市市民参画条例を念頭に置きながら、透明で開かれた市政を推進していきます。 また、市は、地域住民が必要な情報を得ることができるよう、各コミュニティ・センターや公共施設などで広報紙、ホームページ及びインターネットなどの様々な媒体を利用して情報を積極的に提供する一方、地域は地域情報や行政情報を集約し、その地域のコミュニティ広報紙に掲載して広く地域住民へ情報提供行えるよう、支援していきます。	・コミュニティだよりの発行(全地区) ・ホームページの開設(一部地区) ・市などからコミュニティだよりへの行政情報掲載依頼	・市などからのコミュニティだより掲載依頼件数の増加→すべての掲載は無理 ・市などからのコミュニティ・センターへのポスター掲示依頼数の増加→すべての掲示は無理 ・インターネット環境の廃止(地域イントラネットの廃止)
			(2) 情報伝達方法の明確化 安心して生活できる環境づくりを確立するため、地域住民・市・警察署・消防本部が一体となり、犯罪や災害に強い、安全で安心な住みよいまちづくりを実現します。 そのためには、宗像市地域防災計画(※)に基づき、災害発生時の迅速な情報の伝達や防災情報の一元化など、地域住民と市が一体となった連絡体制の整備を行っていきます。	・コミュニティ、自治会単位での防犯パトロールの実施→犯罪件数の減少 ・コミュニティ、自治会単位での自主防災組織の設立 ・災害時要援護者支援台帳の整備→平時からの見守り活動にも活用 ・i-FAXへの登録→災害時に市(防災本部)から直接自治会長など登録者へ情報伝達	・自主防災組織を全地区の運営協議会と全自治会で組織化する必要性
Ⅶ 啓発の促進	1 広報活動の充実	協議会では、自治会や各種団体が主体となっているため、組織に加入していない地域住民や、加入していてもコミュニティ活動に関わるのが少ない地域住民には、その内容が伝わりにくい状況にあります。 このため、市では広報紙やホームページ、コミュニティ啓発ビデオやパンフレットの作成、地区説明会の開催など、広く市民に対する啓発活動を行っているほか、協議会でもコミュニティ広報紙を作成・発行し、コミュニティ活動に関する情報発信を行っています。	(1) 広報紙、ホームページの活用 市やコミュニティの広報紙、ホームページを活用し、機会あるごとにコミュニティの活動を地域住民に対して周知・啓発していきます。 協議会の中心組織である自治会に加入していない世帯には、自治会と協議して広報紙の配布を検討していくほか、ホームページを活用することにより、コミュニティづくりの必要性やその内容のPRを行うなど、地域組織への加入を促進します。	・市は、啓発用パンフレットを作成し、各地区役員等に配布 ・新たに役員になられた方々を対象とするコミュニティ制度に関する説明会(啓発DVD観賞)の実施 ・自治会加入促進月間(11月)の実施	・自治会未加入者に対する周知方法の検討
			(2) 参加型イベントの活用 生活環境の変化や価値観の多様化から、自治会によっては加入率が低下したり、加入していても活動に消極的な地域住民が増えているため、このような地域住民でも気軽に参加できるイベントを活用してコミュニティへの関心を高め、活動への参加を促していきます。	・各コミュニティ地区単位でのまつりの実施	・無関心な方々がいかに興味を持てるような仕掛けの実施 ・未加入者が興味・関心を示すイベントの実施。
	2 住民意識の高揚		(1) 住民自治意識と相互扶助の啓発 地域のことは地域住民自らが決定し、責任を持って実行していく、自己決定・自己実現・自己責任の考え方を促進し、住民自治意識の向上に努めます。 そのため、協議会と連携し、自治会や各種団体ごとに説明会を開催するなど、コミュニティ施策に対する地域住民の理解を得ていきます。 また、地域住民がお互い助け合い、つながりあえる地域の活動や事業の実施を支援し、相互扶助の意識の向上を目指します。	・災害時要援護者台帳の整備→高齢者や高齢者が災害時に自分を助けてくれる人を自分自身で見つけ、登録してもらう仕組み→平時からのコミュニケーションが必要	・住民自治意識の啓発、向上 ・相互扶助意識の啓発、向上
			(2) 伝統文化の継承発展と世代間交流 地域で守ってきた独自の伝統文化を次世代の若年層へ継承することを通じて世代間交流を図り、伝統文化を軸にした地域住民の強い結びつきを支援します。	・各地区で継承してきたまつりを引き続き継承していく。	